

# 通知預金

平成 23 年 12 月 1 日現在

商 品 名	・ 通知預金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 期間の定めはありません。 ただし預入日から 7 日間の据置期間が必要です。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 10,000 円以上 ・ 1 円単位
払 戻 方 法	・ 随時解約（一括払戻し）できます。 ただし、解約する日の 2 日前までに通知が必要です。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として解約日まで適用します。 ・ 解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1,000 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・ 法人は総合課税となります。
手 数 料	_____
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中 途 解 約 時 の 取 扱 方 法	・ 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120 - 370 - 744）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 預金保険制度の対象預金となります。</li><li>・ 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。</li></ul> <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>
------------	---